

有効期間の見直しについて

令和4年4月1日以降に申請された
更新申請の申請者が対象

【認定の有効期間】			期間変更箇所		
申請区分	令和4年3月まで		令和4年4月から		
	原則期間	設定可能な期間	原則期間	設定可能な期間	
新規申請・介護申請		6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
区分変更申請		6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
更新申請	前回要支援→今回要支援	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	前回要支援→今回要介護	12ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
	前回要介護→今回要支援	12ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
	前回要介護→今回要介護	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	うち、今回要介護4・5	12ヶ月	3ヶ月～36ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～36ヶ月
	うち、今回要介護4・5で前回と同一	12ヶ月	3ヶ月～36ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～48ヶ月

「状態不安定」による要介護1の場合は6ヶ月以下に設定することが適当